

平成 29 年 11 月 22 日

## 生鮮食品の機能性等の表示制度に関する要望書

大阪商工会議所  
株式会社サラダコスモ  
デザイナーフーズ(株)

個々の生鮮食品が持つ栄養成分は複雑・多様であり、そのこと自体が食事のバランスや多様性を支えている。現在の機能性表示制度の特徴である特定成分のみでその価値を評価・顯示することは、特定成分を濃縮・添加可能なサプリメント、加工品には適した制度であっても、生鮮及び一次加工品生産者には大変違和感を感じるものとなっている。また、消費者に対しても健康に寄与する質的・量的な生鮮品の必要性を表現するには偏った印象を与えることになりかねない。

そこで、現在の機能性表示制度を生かすための改善要望と、日本人の健康の維持及び増進に資する実質的な生鮮品の新たな表示制度の提案について、下記に記す。

### 記

#### 1. 機能性表示食品制度の改善要望（生鮮品、一次加工品に対して）

##### (1) 栄養機能食品表示との併記について

- ・生鮮品の持つ豊富なビタミン、ミネラル等の栄養機能食品制度の範囲となる栄養素と併記できないことは、デメリットとなり機能性表示商品が増えない一つの要因にもなっている。よって、栄養機能食品表示との併記を認められたい。

##### (2) エビデンスと機能性表記に関して

- ・コホート研究の活用度及びその評価点を高めていただきたい。
- ・生鮮品のままのプラセボは作成不可能であり、通常食 + 介入食と通常食との比較臨床試験結果もエビデンスとして認められたい。
- ・規格化のための特定成分基準を設定はするものの、生鮮品の可食部全体を食することで機能性を発揮していることの表現を認められたい。
- ・農研機構の公開型研究レビューの活用を拡大し、エビデンスが明確な成分とその機能性に関しては、栄養機能食品の制度に類似した規格基準型に近い運用とされたい。

##### (3) 包装、表示に関して

- ・生鮮食品の個包装パッケージは、鮮度維持、選別、サイズ不揃い揃えなどを生産者ではなく流通段階、販売段階で運用しなければならない商品も多く、さらに環境保護の観点からも簡易包装が求められることから、生鮮食品の流通の実態に合わせた簡易な表示を認められたい。
- ・具体的には、ラベル添付で表示可能な機能性表示食品であることの明示を中心として、表示義務文字数の低減、マーク等による簡易表示を商品に対して行い、補完的に POP 表示などで注意喚起等の表示が可能となるよう認められたい。

##### (4) 成分量の担保と数値表示に関して

- ・賞味・消費期限設定及び調理法の限定的設定が困難な場合が多く、かつ購買意欲を限定させる要因に繋がるものであり、保管期間中の成分担保や調理後の成分担保を要求されることは、実質的な意味合いが薄いだけでなく、その科学的根拠の検討には際限

がなく、相当な時間と費用を要する。よって、あくまでも生産者の出荷段階での成分量担保表示とされたい。

(5) 制度の運用面に関して

- ・収穫時期が限定(年に一回のみ)されている生鮮品に関して、追加的不備事項を要求する場合はさらなる60日の販売予定日延長を要求することは販売機会を次年まで逃す可能性があり不公平である。
- ・不備事項の内、具体的な修正を必須とする場合は修正点を明記指示されたい。

## 2. 制度活用に向けた施策の充実

- (1) 科学的根拠の明示や適切な生産・出荷管理、検査などの面で、事業者ノウハウが乏しく、ハードルが高い。そこで、農林水産省や国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構などによって、利用可能な「研究レビュー」を多数用意するとともに、経験豊富な人材による届出コンサルティングサービスなどの支援策を充実されたい。「研究レビュー」に関しては、特定農産物由来の成分としての論文検索にこだわらず、すでに機能性表示食品として届出が成されている成分に関しては、同等なレビューを実施されたい。
- (2) さらに、機能性表示食品制度の関係省庁担当者への周知、一般消費者への周知強化を図られたい。

以下は、長期的課題としての提言とします。

## 3. JAS法改正による、生鮮品の品質評価基準・表示方法の拡大の提言

改正JAS法にある以下の規格対象範囲の中で、生鮮品の品質としての生理機能を伝えられる表示制度の設定を要望する。

第一条第2項

一 農林物資の次に掲げる事項

イ 品位、成分、性能その他の品質(その形状、寸法、量目又は荷造り、包装その他の条件を含む。以下同じ。)

具体的には、

表示は、ポイント制マーク方式やグラフィック形式で表示項目として、

- ・糖度レベル、特定栄養素レベル(その野菜の年間変動の中のレベルが分かる)
- ・抗酸化活性レベル(生鮮品の持つフィトケミカルやビタミン等の総合的評価法の一つ)
- ・農薬、添加物の使用レベル
- ・栽培管理レベル(GAP等の管理手法)
- ・保管・流通管理レベル

加えて・収穫日表示などで

消費者に農産物の品質等、必要な情報を提供し、農産物の消費拡大が健康につながり、健康長寿、医療費の削減につながることをエビデンスを国も企業も協力して確立していくことを望む。

また、この制度によって健康に資する生鮮品とはどのようなものか、生産者や関連事業者が、強く意識し栽培法・生産管理法を新たな方向性で研究、試作し、世界にアピールできる生鮮品の開発にもつながることを願う。

以上